

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の身分等の取扱いに関し必要な事項を定め、人事管理の適性を図ることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員の身分は、一般職の非常勤職員とする。

(任用)

第3条 会計年度任用職員を採用するに当たっては、志願者の公募を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、公募によらないことができる。

- (1) 採用しようとする職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情により公募により難い場合
 - (2) 採用しようとする職と類似の職に前年度において就いていた者を会計年度任用職員として採用する場合であつて、面接および従前の勤務成績に基づき、必要とされる能力の実証を行うことができるとき。
- 2 前項第2号の規定による公募によらない採用は、連続2回を限度とする。この場合において、所属長は、別に定める人事評価記録書に勤務成績を適切に記録しておくものとする。
- 3 会計年度任用職員の採用は、選考を経て行うものとし、当該選考の方法は、面接および経験、職務に対する適性等による能力の実証とする。
- 4 会計年度任用職員の任用は、常勤の職員に準じた辞令様式により辞令を交付して行う。
- 5 所属長は、会計年度任用職員の任用に当たって、勤務条件通知書(別記様式)を交付して、給料、報酬、勤務時間その他の勤務条件を明示する。
- 6 新たに会計年度任用職員となった者は、鯖江・丹生消防職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第9号)別記様式の例による宣誓書に署名押印の上、所属長に提出してからでなければ職務を行ってはならない。

(任期)

第4条 会計年度任用職員の任期は、1会計年度内で任命権者が定める。

- 2 任命権者は、特別の事情により任期満了後も引き続き会計年度任用職員の職務に従事させる必要が生じた場合には、当該会計年度任用職員の同意を得た上で、当該会計年度末までの範囲内において、その任期を更新できる。

(新たに第2号会計年度任用職員になった者の号給の決定基準)

第5条 4月1日に採用する第2号会計年度任用職員(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号。以下「給与条例」という。)第4条第2項に規定する者をいう。以下同じ。)のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者の号給は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。

- (1) その採用の日の前日以前1年間におけるその者の勤務成績が良好である場合 同日においてその者が受けていた号給の2号給上位の範囲内の号給
 - (2) その採用の日の前日以前1年間におけるその者の勤務成績が良好でない場合 同日においてその者が受けていた号給と同一の号給
 - (3) その者が、その採用の日の前日が属する年度の10月以降に採用された者である場合 同日においてその者が受けていた号給と同一の号給
 - (4) その者が、その採用の日において休職し、または育児休業をしている場合 同日の前日においてその者が受けていた号給と同一の号給
- 2 前項の規定は、その採用の日の前日が属する年度における平均1月当たりの勤務回数が10回に満たない者および平均1週間当たりの勤務時間が19時間に満たない者の号給の決定について準用する。この場合において、同項第1号中「2号給上位」とあるのは、「1号給上位」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第1号および第2号に規定する勤務成績の判定の方法については、別に定める。

(第1号会計年度任用職員の給与等)

第6条 第1号会計年度任用職員(給与条例第23条の3に規定する者をいう。以下同じ。)が通勤したときは、常勤の職員に支給される通勤手当との権衡を考慮し、給与条例第11条の2の規定の例により支給する。ただし、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない第1号会計年度任用職員については、同条に規定する額から100分の50を減じるものとし、交通機関等利用者に対する定期券等に対する支給については、運賃等相当額(給与条例第11条の2第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)を支給単位期間(給与条例第11条の2第5項に規定するものをいう。以下同じ。)の月数で除して得た金額を毎月の支給日に支給するものとする。

- 2 第1号会計年度任用職員には、鯖江・丹生消防組合会計年度任用職員の給与の決定および支給等に関する規則(令和2年鯖江・丹生消防組合規則第8号)第12条に規定する超過勤務手当に相当する報酬のほか、次の各号に定める報酬を支給する。

- (1) 第1号会計年度任用職員が消防業務に従事したときには、特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。報酬の額は、給与条例第13条および鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第5号。以下「給与規則」という。)第15条の規定を準用して算定する。
- (2) 所定の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、夜勤手当に相当する報酬を支給する。報酬の額は、給与条例第15条の規定を準用して算定する。
- (3) 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、休日給に相当する報酬を支給する。報酬の額は、給与条例第20条の規定を準用して算定する。
- (4) 前3号に定める報酬の支給については、給与規則第16条の5の規定を準用する。

(令4消本訓令5・一部改正)

(第2号会計年度任用職員の給与等)

第7条 第2号会計年度任用職員には、給与条例で定めるところにより、給料、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当を支給する。

- 2 交通機関等利用者に対する定期券等に対する通勤手当の支給については、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た金額を毎月の支給日に支給するものとする。
- 3 任期が6月以上(任期が6月に満たない場合であっても、同一会計年度内において任用され、その任期が通算して6月以上となった場合も含む。)である第2号会計年度任用職員には、常勤の職員の例により期末手当および勤勉手当を支給する。
- 4 鯖江・丹生消防組合職員定数条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第6号)に規定する常時勤務する一般職の職員であったことのある第2号会計年度任用職員に対する退職手当は、第1項の規定にかかわらず支給しない。

(令6消本訓令2・一部改正)

(勤務時間等)

第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1週間の期間について勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては1日につき7時間45分か1週間に付き38時間45分を超えない範囲内で、当該会計年度任用職員の職の性質に応じ、所属長が別に定めるものとする。

- 2 所属長は、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務すること命じないこととする。ただし、所属長は、臨時または緊急の必要があり、かつ、真にやむを得ないと認められる場合に限り、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ずることができる。

(年次休暇)

第9条 鯖江・丹生消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年鯖江・丹生消防組合規則第7号。以下「勤務時間規則」という。)第12条第2項に規定する年次休暇については、年次休暇付与日数に任用月数(任用日が月の初日でない場合は翌月からの月数)を12で除して得た数を乗じて得た日数(端数四捨五入)とする。

(服務)

第10条 会計年度任用職員の服務については、地方公務員法第30条から第38条までの規定およびこれに基づく条例、規則等の定めるところによる。

- 2 鯖江・丹生消防組合職員服務規程(平成4年鯖江・丹生消防組合訓令第3号)の規定については、同規程第5条、第8条から第10条まで、第23条、第25条および第26条ならびに第29条から第33条までの規定を除き適用する。

(分限)

第11条 会計年度任用職員の分限については、地方公務員法および鯖江・丹生消防組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第7号)の定めるところによる。

(懲戒)

第12条 会計年度任用職員の懲戒については、地方公務員法および鯖江・丹生消防組合職員の懲戒の手続および効果に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第8号)の定めるところによる。

(兼業)

第13条 第1号会計年度任用職員が、その任用前から引き続いて地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等(以下「兼業」という。)を行う場合には、任用時に鯖江・丹生消防職員服務規程(平成4年鯖江・丹生消防組合訓令第3号)第14条の2の規定の例により、営利企業等従事許可申請書を所属長を経て総務課長に提出するものとする。

- 2 第1号会計年度任用職員が、その任用後に新たに兼業を開始する場合には、兼業を開始する前に前項の申請書を所属長を経て総務課長に提出するものとする。

- 3 第1号会計年度任用職員は、公務の信頼性および公平性が確保できない場合は、兼業を行うことができない。

(退職)

第14条 会計年度任用職員が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、任命権者は、その任期中においてもその職を解くことができる。

- (1) 自己都合により退職を申し出た場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合

- (4) その職に必要な能力または適格性を欠く場合
 - (5) その職を置く必要がなくなった場合
 - (6) [第11条](#)の規定による分限免職の場合
 - (7) [第12条](#)の規定による懲戒免職の場合
- (研修)

第15条 会計年度任用職員の研修については、必要に応じて実施する。

(健康診断等)

第16条 会計年度任用職員の健康診断およびストレスチェックについては、[労働安全衛生法\(昭和47年法律第57号\)](#)および[鯖江・丹生消防組合衛生管理規程\(昭和61年鯖江・丹生消防組合消防本部訓令第1号\)](#)の定めるところによる。

(共済制度)

第17条 会計年度任用職員の市町村職員共済組合への加入については、[地方公務員等共済組合法\(昭和37年法律第152号\)](#)の定めるところによる。

(社会保険)

第18条 会計年度任用職員の社会保険については、[雇用保険法\(昭和49年法律第116号\)](#)、[健康保険法\(大正11年法律第70号\)](#)および[厚生年金保険法\(昭和29年法律第115号\)](#)の定めるところによる。

(災害補償)

第19条 会計年度任用職員の公務上の災害または通勤による災害(負傷、疾病、障害または死亡をいう。)に対する補償については、[労働者災害補償保険法\(昭和22年法律第50号\)](#)、福井県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例(平成19年福総条例第11号)または[地方公務員災害補償法\(昭和42年法律第121号\)](#)の定めるところによる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の取扱いに関し必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和4年消防本部訓令第5号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年消防本部訓令第2号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

勤務条件通知書

年 月 日

様

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長

任 用 期 間	
勤 務 場 所	
勤 務 内 容	
勤 務 時 間	
勤務を要しない日	
年次有給休暇	
給 料 ・ 報 酬	
退職に関する事項	
サービスに関する規定	
再 度 の 任 用	
そ の 他	